

(写)

2大監発第10137号
令和2年8月27日

大田区長
松原忠義様

大田区監査委員	河野秀夫
大田区監査委員	鳥海伸彦
大田区監査委員	田中一吉
大田区監査委員	椿真一

令和元年度大田区財政健全化に関する審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和元年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別添のとおり意見を提出します。

令和元年度

(2019年度)

大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

令和2年7月1日から同年8月20日まで

3 審査の方法

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和2年8月17日に実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率 <一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模 に対する比率>	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率 <全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対 する比率>	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率 <一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還 金の標準財政規模に対する比率>	△4.0	△3.9	25.0	35.0
将来負担比率 <一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準 財政規模を基本とした額に対する比率>	—	—	350.0	

【備考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

第3 意見

令和元年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。